

第三十七号議案

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改め、「同じ。」の下に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報（法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

（都道府県知事保存附票本人確認情報の利用に係る事務）

第三条の二 法第三十条の四十四の六第一項第二号に規定する条例で定める事務のうち、知事が都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。）を利用することができるものは、次のとおりとする。

- 一 別表第一に掲げる事務
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報
の利用及び提供に関する条例第四条第一項に規定する事務のうち、知事が行うもの

第三十 七号議案

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例

(都道府県知事保存附票本人確認情報を提供する他の執行機関及び事務)

第三条の三 法第三十条の四十四の六第二項第二号に規定する条例で定める他の執行機関及び事務のうち、知事が都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードを除く。)を提供することができるものは、別表第二及び別表第二の二のとおりとする。

第四条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加え、同条中「前条」を「第三条」に改め、「提供」の下に「並びに法第三十条の四十四の六第二項及び前条の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報の他の執行機関への提供」を加え、同条第一号中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報等」という。)」を加え、同条第二号中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加える。

第七条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加え、同条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に、「並びに法第三十条の十三第一項及び第五条の規定による都道府県知事保存本人確認情報」を「法第三十条の四十四の六第一項第二号及び第三条の二の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報の利用の状況並びに法第三十条の四十四の六第二項第二号及び第三条の三の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報」に改める。

別表第一中「第二条」の下に「、第三条の二」を加え、同表二十五の項の次に次のように加える。

二十六 ○一八サポート給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二及び別表第二の二中「第三条」の下に「、第三条の三」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び第七条の

改正規定（「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める部分に限る。）は公布の日から、別表第一の改正規定（同表二十五の項の次に次のように加える部分に限る。）は令和六年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 知事並びに別表第二及び別表第二の二上欄に掲げる提供を受ける他の執行機関は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、改正後の条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行による住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる事務等を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。